

# 地銀資本規制 適用を延期

## 金融庁、コロナ対応優先

金融庁は地域金融機関向けの新たな資本規制の適用を1年遅らせて2025年3月とする方針を固めた。08年のリーマン・ショックを受けた国際規制「バーゼル3」の総仕上げにあたるが、新型コロナウィルス禍で苦境に陥った取引先への支援を優先させる。債権管理の計算方法を変えたりシステムへの対応が必要で、経営資源に限られる小規模な金融機関からコロナ禍での適用を不安視する声があった。

新たな資本規制は自己的に活動する銀行は23年3月、地方銀行や信用金庫、保有株式の損失リスクを重く見積もる。地銀などの株保有が厳しくなる内容だった。欧州連合(EU)が規制の適用時期先送りで調整に入っており、国際情勢も踏まえて判断した。

バーゼル規制は日米欧など主要国の銀行監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会がつくった金融機関に対する自己資本規制だ。金融庁は9月に国内向けの告示案を公表。メガバンクなど国際

以上に保つ必要がある。国際統一基準行は8%、地銀など国内基準行は4%としている。新規制はこの自己資本比率の計算式で、株式のリスク評価を2・5倍に、中堅・中小企業向け債権(無格付け)は逆に評価を15%引き下げるようにした。

実質無利子・無担保融資が行き渡ったことで、コロナ禍での資金繰り支援のニーズは一巡している。今後は借入れが増えて財務体質が悪化した企業に資本性の資金を注入する必要が高まる見通し。株式のリスク評価は5年かけて段階的に引き上がるものの、地域金融機関が自己資本の毀損を懸念して取引先への資本支援に及び腰になることを防ぐ意味合いもある。

バーゼル3はもともと、22年3月の適用で国際的に合意していた。コロナ禍で世界的に銀行による資金繰り支援への要請が強まったため、1年遅らせた経緯がある。導入に向けたルール作りは各国の当局に委ねられており、さらに後ろ倒しする動きが出ている。

EUの欧州委員会が10月、25年に新規制を導入する方針を示し、意見聴取の手続きに入った。英国や米国などは態度を表明していないものの、さらなる延期が広がる可能性がある(金融庁幹部)として、地域金融に限って新規制の適用を先送りした。

自己資本比率の算出に使うリスク資産の計算法

地域金融機関への適用：2025年3月  
国際統一基準行への適用：23年3月

中堅・中小企業向け融資	100%→85%
株式	100%→250% (5年間の段階適用)
劣後債	100%→150%
住宅ローン	担保による保残が高い債権は軽減

(注) 資産の実額に掛け目をかけて計算する

新規制の主な変更点

自己資本比率の算出に使うリスク資産の計算法

地域金融機関への適用：2025年3月  
国際統一基準行への適用：23年3月

中堅・中小企業向け融資	100%→85%
株式	100%→250% (5年間の段階適用)
劣後債	100%→150%
住宅ローン	担保による保残が高い債権は軽減

(注) 資産の実額に掛け目をかけて計算する